

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 2 月 26 日（金）第3190号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 鹿児島県税条例に基づく手持品課税に係る県たばこ税の納税地の指定（2件）
（税務課取扱い） 1
- 保安林の指定の解除予定（森づくり推進課取扱い） 2
- 救急病院等の認定の取消し（地域医療整備課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定の辞退（障害福祉課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定（障害福祉課取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定の更新（障害福祉課取扱い） 3
- 収去飼料の試験結果の公表（畜産課取扱い） 3
- 県営土地改良事業の計画の変更（農地整備課取扱い） 4
- 県営土地改良事業の換地計画の決定（農地整備課取扱い） 4
- 県営土地改良事業に係る換地処分（農地整備課取扱い） 4
- 県営土地改良事業の工事の完了（5件）（農地整備課取扱い） 4
- 道路の区域の変更（2件）（道路維持課取扱い） 5
- 道路の供用の開始（道路維持課取扱い） 6
- 都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧（都市計画課取扱い） 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉
サービスの事業の廃止（大島支庁取扱い） 6

公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告
（商工政策課取扱い） 6
- 平成28年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施公告（建築課取扱い） 7

正 誤

- 鹿児島県公報第3134号（平成27年 8 月 7 日付け）の一部訂正（建築課取扱い） 10

告 示

鹿児島県告示第165号

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号）第9条第3項の規定により、鹿児島県税条例等の一部を改正する条例（平成27年鹿児島県条例第39号）附則第5条第2項から第4項までの規定により課される県たばこ税（以下「手持品課税に係る県たばこ税」という。）の納税地を次のとおり指定し、平成28年 4 月 1 日から施行する。

平成28年 2 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

納 付 方 法	納 税 地
鹿児島県税条例第57条第1項に規定する卸売	当該手持品課税に係る県たばこ税を課さ

販売業者等が手持品課税に係る県たばこ税を納付する場合	れる製造たばこの貯蔵場所の所在地
小売販売業者が手持品課税に係る県たばこ税を納付する場合	当該手持品課税に係る県たばこ税を課される製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地

鹿児島県告示第166号

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号）第9条第3項の規定により、鹿児島県税条例等の一部を改正する条例（平成27年鹿児島県条例第39号）附則第6条第2項の規定により課される県たばこ税（以下「手持品課税に係る県たばこ税」という。）の納税地を次のとおり指定し、平成31年4月1日から施行する。

平成28年 2 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

納 付 方 法	納 税 地
鹿児島県税条例第57条第1項に規定する卸売販売業者等が手持品課税に係る県たばこ税を納付する場合	当該手持品課税に係る県たばこ税を課される製造たばこの貯蔵場所の所在地
小売販売業者が手持品課税に係る県たばこ税を納付する場合	当該手持品課税に係る県たばこ税を課される製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地

鹿児島県告示第167号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成28年 2 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 解除予定保安林の所在場所
鹿児島市西佐多町3629番（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養かん
- 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第168号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院でなくなった。

平成28年 2 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病 院 の 名 称	所 在 地
新杏病院	鹿児島市宇宿三丁目41番1号

鹿児島県告示第169号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成28年 2 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		辞 退 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		

きりん薬局	薩摩郡さつま町柏原2883-12	平成28年 2月29日	精神通院医療
-------	------------------	----------------	--------

鹿児島県告示第170号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成28年2月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
虹色薬局	いちき串木野市昭和通131番 出水ビル101号	平成28年 2月1日	育成医療・更 生医療
白百合調剤薬局	大島郡和泊町和泊字東風平 531番地	平成28年 2月1日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第171号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成28年2月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定訪問看護事業者，指定居 宅サービス事業者又は指定介 護予防サービス事業者		事 業 所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
奄美市	奄美市名瀬幸 町25番8号	奄美市訪問看 護ステーション「ふれ愛」	奄美市笠利町 中金久45番地	平成28年 2月1日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第172号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、平成27年12月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

平成28年2月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収 去 場 所	飼料の名称	製 造 (輸 入) 年 月	試 験 項 目	違反の有 無及び違 反の内容
鹿児島プロフーズ(株) 本社工場 (いちき串木野市)	同 左	チキンミール	平成 27.12	栄養成分等-粗たん白質，粗灰分	無
		フェザーミール	27.12	栄養成分等-粗たん白質，粗灰分	無
サンテグレ(株) レンダーリング工場	同 左	ポーク・チキン混 合ミール	27.12	栄養成分等-粗たん白質，粗灰分	無

(曾於市)					
-------	--	--	--	--	--

注 違反の有無及び違反の内容の欄には、違反の有無を記載し、表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第173号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（区画整理）第二矢護仁屋地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年 2 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成28年 2 月 29 日から同年 3 月 28 日まで
- 3 縦覧場所
知名町役場耕地課

鹿児島県告示第174号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営農村振興総合整備末吉地区深川西換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年 2 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成28年 2 月 29 日から同年 3 月 28 日まで
- 3 縦覧場所
曾於市役所耕地課

鹿児島県告示第175号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）鈴岳地区第1換地区の換地計画に係る換地処分を、平成28年 2 月 10 日に行った。

平成28年 2 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第176号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（区画整理）天城南部第1換地区の工事は、平成14年 9 月 19 日に完了した。

平成28年 2 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第177号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（区画整理）天城南部第2換地区の工事は、平成15年 1 月

23日に完了した。

平成28年 2 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第178号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（区画整理）天城南部第3換地区の工事は、平成15年 3 月 25日に完了した。

平成28年 2 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第179号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（農道整備）天城南部地区の工事は、平成12年 7 月 19日に完了した。

平成28年 2 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第180号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（客土）天城南部地区の工事は、平成11年 9 月 7日に完了した。

平成28年 2 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年 2 月 26日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年 2 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	木場吉松えびの線	始良郡湧水町北方字墓ノ内2446番1地先から同町北方字九日田2930番2地先まで	前後	5.1～16.9 8.6～29.6	735.3 730.0

鹿児島県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年 2 月 26日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年 2 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	大川原小村線	霧島市国分川内字三反田715番1地先から同市国分川内字新田523番17地先まで	前後	11.0～15.2 11.9～17.3	439.1 439.1

鹿児島県告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成28年2月26日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年 2 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	大川原小村線	霧島市国分川内字三反田715番1地先から同市国分川内字新田523番17地先まで	平成28年 2月26日

鹿児島県告示第184号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年 2 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 鹿児島都市計画地区計画
- (2) 名称 リオーネ・ヴェルデ地区地区計画

2 関係図書の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課

大島支庁告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成28年 2 月 26 日

大島支庁長 本重人

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
多機能型事業所 星窪きらり	大島郡龍郷町赤尾木1490-1	社会福祉法人クリスト・ロア会	東京都西東京市保谷町四丁目12番7号	宮田 浩明	平成27年 12月31日	生活介護 ・自立訓練（生活訓練）

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により出水市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成28年2月26日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成28年 2 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス出水黄金町店
出水市黄金町484番1 外3筆

- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
 法第5条第1項の規定による新設に関する届出
 平成27年 9 月 16 日

3 意見の概要

- (1) 出水市では、市内全域が景観計画区域であるため、延べ床面積が500平方メートルを超える建築物や4メートルを超える広告塔を新築する場合には、行為着手の30日前までに景観計画区域内行為届出が必要である。
 また、当該地は屋外広告物の第3種制限地域であるため、敷地内の広告物の合計面積が20平方メートルを超える場合は、許可が必要である。
 なお、出水市景観形成基準により屋外広告物等についても、使用できる色が制限されており、コーポレートカラーであっても、使用できない彩度等もあることから、出水市景観形成基準を満たす必要がある。
- (2) 空調設備、変電設備又は来店若しくは荷さばき車等の騒音について、事前の調査では影響は少ないと予測されているが、周辺住環境に十分配慮し、騒音対策を徹底すること。
- (3) 建設作業において、騒音規制法及び振動規制法の特定建設作業に該当するものがあるときは、法を遵守すること。
- (4) 廃棄物の処理に関しては、関係法令に基づき適切な処理を行うとともに、ごみの減量化及び再資源化に可能な限り努めること。
- (5) 上記(2)～(4)及びこれ以外の件について苦情等が発生した場合は、関係機関の指示に従い、自己の責任において迅速に処理すること。
- (6) 工事の際は市道及び法定外公共物の施設を汚損しないこと。
- (7) 土砂、汚水、油等を用悪水路に流出させないこと。
- (8) 機材等の搬入搬出する際、道等の公共施設を汚損しないこと。
- (9) 万が一、上記(6)～(8)に反するような事態が生じた場合、それぞれの施設管理者に報告し、指示を仰ぐこと。
- (10) 市道及び法定外公共物の工事を行う際は、必ず工事施工承認申請を行うこと。
- (11) 管理農道に近接して構造物等を設置する場合は、境界の確認が必要であるので、申請及び立会をすること。

平成28年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成28年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項に規定する都道府県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成28年 2 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 試験の期日及び場所

(1) 二級建築士試験

区 分	期 日	場 所
学科の試験	平成28年 7 月 3 日 (日) 午前10時から午後5時10分まで	(1) 鹿児島試験場 鹿児島大学工学部 (鹿児島市郡元一丁目21番40号) (2) 奄美試験場 鹿児島県大島支庁奄美会館 (奄美市名瀬永田町18番6号)
設計製図の試験	平成28年 9 月 11 日 (日) 午前11時から午後4時まで	鹿児島試験場 鹿児島大学工学部 (鹿児島市郡元一丁目21番40号)

(2) 木造建築士試験

区 分	期 日	場 所
-----	-----	-----

学科の試験	平成28年 7 月 24 日 (日) 午前10時から午後 5 時10分まで	鹿児島試験場 鹿児島大学工学部 (鹿児島市郡元一丁目21番40号)
設計製図の試験	平成28年10月 9 日 (日) 午前11時から午後 4 時まで	鹿児島試験場 鹿児島大学工学部 (鹿児島市郡元一丁目21番40号)

2 受験資格

建築士法第15条各号のいずれかに該当する者

3 試験の内容

(1) 学科の試験

ア 試験科目

- (ア) 建築計画
- (イ) 建築法規
- (ウ) 建築構造
- (エ) 建築施工

イ 試験の免除

次の表の左欄に掲げる者については、その者の申請により、それぞれ同表の右欄に掲げる学科の試験を免除する。

平成26年又は平成27年に都道府県知事が実施した二級建築士試験の学科の試験に合格した者	二級建築士試験の学科の試験
平成26年又は平成27年に都道府県知事が実施した木造建築士試験の学科の試験に合格した者	木造建築士試験の学科の試験

(2) 設計製図の試験

ア 対象者

学科の試験に合格した者及び学科の試験を免除された者

イ 試験の課題

平成28年 6 月 8 日 (水) 頃から鹿児島県庁 (行政庁舎15階) 掲示板並びに公益社団法人鹿児島県建築士会の本部及び各支部に掲示するとともに、学科の試験の日に各試験場に掲示する。

4 受験手数料

16,900円

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 対象者

郵送による受験申込みについては、次のいずれかに該当する場合に限り行うことができる。

- (ア) 二級建築士試験を受験しようとする者であって、過去に都道府県知事が実施した二級建築士試験の受験をしたことがあるものが、平成27年以前の二級建築士試験の受験票又は合否を証する書面をイの(ア)の受験申込書に貼付する場合
- (イ) 木造建築士試験を受験しようとする者であって、過去に都道府県知事が実施した木造建築士試験の受験をしたことがあるものが、平成27年以前の木造建築士試験の受験票又は合否を証する書面をイの(ア)の受験申込書に貼付する場合
- (ウ) 離島その他の遠隔地に居住するため直接申込みができない等やむを得ない事情がある者が、遠隔地に居住することを証明する住民票の写し又は直接申込みができない旨を証明した勤務先の証明書を受験申込みの際に提出する場合

イ 提出書類等

- (ア) 受験申込書
- (イ) 建築士法施行細則 (昭和25年鹿児島県規則第116号) 第13条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類 (受験申込みをしようとする者がアの(ア)又は(イ)に該当する場合は、提

出を要しない。）

- (ウ) 写真（受験申込み前6月以内に撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの脱帽正面上半身像のもの）2枚
- (エ) 二級建築士試験の学科の試験の免除を申請しようとする者にあつては、平成26年又は平成27年に都道府県知事が実施した二級建築士試験における学科の試験の合格通知書又は設計製図の試験の不合格の通知書
- (オ) 木造建築士試験の学科の試験の免除を申請しようとする者にあつては、平成26年又は平成27年に都道府県知事が実施した木造建築士試験における学科の試験の合格通知書又は設計製図の試験の不合格の通知書

ウ 提出書類等の提出先及び受付期間

公益財団法人建築技術教育普及センター本部

郵便番号 102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番6号 電話番号 03-6261-3310

平成28年3月14日（月）から同月29日（火）までとする。

エ 提出書類等の提出方法

提出書類等は、ウの提出先に簡易書留で郵送すること。

なお、ウの受付期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

(2) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に都道府県知事が実施した二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaic.or.jp/>) において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

イ 受験申込受付期間

平成28年3月22日（火）午前10時から同月29日（火）午後4時までとする。

(3) 受付場所における受験申込み

ア 提出書類等

(1)のイに同じ。

イ 提出書類等の受付場所、受付期間及び問合せ先

(ア) 鹿児島県住宅供給公社ビル3階小会議室（鹿児島市新屋敷町16番）

平成28年4月7日（木）から同月11日（月）までのそれぞれの日の午前10時から午後5時までとする。

公益社団法人鹿児島県建築士会本部（電話099-222-2005）

(イ) 鹿児島県大島支庁奄美会館（奄美市名瀬永田町18番6号）

平成28年4月7日（木）及び同月8日（金）のそれぞれの日の午前10時から午後5時までとする。

公益社団法人鹿児島県建築士会奄美・大島支部（電話0997-53-3898）

ウ 提出書類等の提出方法

提出書類等は、イの受付場所に直接提出すること。

6 受験申込書の用紙の交付

5の(1)又は(3)に必要な受験申込書の用紙は、公益社団法人鹿児島県建築士会の本部及び各支部（南薩支部、川薩支部及び奄美・大島支部を除く。）において、平成28年3月7日（月）から同年4月11日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）交付する。

なお、前記の期間内に鹿児島県鹿児島地域振興局、南薩地域振興局、北薩地域振興局及び大島支庁並びに垂水市役所においても交付するが、交付場所については、同期間内に当該地域振興局等に問い合わせること。

7 合格者の発表等

(1) 学科の試験の合格者の発表

二級建築士試験は平成28年8月23日（火）（予定）に、木造建築士試験は同年9月6日（火）（予定）に、鹿児島県庁（行政庁舎15階）掲示板に掲示するなどして発表する。

(2) 最終合格者の発表

平成28年12月1日（木）（予定）に、鹿児島県庁（行政庁舎15階）掲示板に掲示するなどして発表する。

(3) 合格者等への通知

(1)及び(2)とも、合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。

8 その他

(1) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

(2) 試験についての照会は、公益財団法人建築技術教育普及センター九州支部（電話092-471-6310）又は公益社団法人鹿児島県建築士会本部（電話099-222-2005）に対して行うこと。

正 誤

平成27年8月7日付け鹿児島県公報第3134号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
4	上から11行目	13番地13	13番13号